

平成 29 年 3 月 28 日環水大自発第 1703281 号「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業実施要領」第 3 (4) イに基づき、標記の審査基準を以下のとおり定める。

## 1 補助対象事業者

補助対象とする事業者は、以下の要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のアからウのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者（資本金 3 億円以下、または従業員 300 人以下）である事業者

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業を営業者

イ 貨物自動車運送事業法第 2 条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業を営業者

ウ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者

(2) 事業用自動車の貸渡し（リース）を業とする者（(1) に貸渡す者に限る。）

(審査項目)

○上記要件への適合性を確認するため、以下の点につき確認する。

●貨物自動車運送事業報告書、事業概況報告書により中小企業であることを確認する。

●リース事業者と運送事業者との契約書により、使用者が運送事業者であることを確認する。

## 2 補助対象車両

補助対象とする車両は、以下の要件のいずれにも該当する車両とする。

(1) 車両総重量 3.5 トン超の事業用ディーゼルトラックのうち、それぞれの区分に応じ、以下の基準を満たす車両であること。

ア 大型車：「平成 27 年度重量車燃費基準 + 5% 以上達成車」かつ「平成 21 年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」

イ 中型車：「平成 27 年度重量車燃費基準 + 5% 以上達成車」かつ「平成 22 年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」

ウ 小型車：「平成 27 年度重量車燃費基準 + 10% 以上達成車」かつ「平成 22 年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」

(注) ・大型車：車両総重量 12 トン超の車両

・中型車：車両総重量 7.5 トン超 12 トン以下の車両

・小型車：車両総重量 3.5 トン超 7.5 トン以下の車両

(2) 平成 29 年 4 月 3 日から平成 30 年 1 月 31 日までに新車新規登録した車両であること。

(審査項目)

○上記要件への適合性等を確認するため、以下の点につき確認する。

- 自動車検査証により自動車の登録年月日、車両要件（車両総重量）を確認する。
- 申請書及び自動車検査証により申請者と車両所有者（又は使用者）の同一性を確認する。
- 見積書、請求書、領収書等により車両購入価格の実績等を確認する。

○上記要件（1）への適合性等を確認するため、以下の点につき確認する。

- 自動車検査証の車名型式欄に記載されている下記の排出ガス規制識別記号（以下、「型式識別記号」という。）（資料 1 参照）に該当する車両であることを確認する。

ただし、自動車検査証の登録型式に「改」が付く改造車にあつては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」及び「燃料装置」のいずれにも改造が加えられていない車両に限る。

- ・型式識別記号
- ・大型：L P G、Q P G、2 P G、2 R G
- ・中型：T R G、S P G、T P G、2 P G、2 R G
- ・小型：T R G

### 3 補助要件

1 の補助対象事業者が、2 の補助対象車両を導入する場合であつて、以下の補助要件を満たすときに補助金を交付する。

(1) 共通する要件

エコドライブを含む燃費改善に取り組むことにより、トラックより排出する CO<sub>2</sub> の削減に積極的に取り組むこと。このため、具体的には以下のいずれかの要件に該当すること。

- ア エコドライブ等燃費改善取組体制について、資料 2 に例示するような第三者認証を取得していること。
- イ 下記の項目に係る具体的な取組体制を構築し、運営していること、又はこれを実施する計画があること。
  - 指針・マニュアル・取組方針等の策定及び事業所への備え置き・共有等
  - 取組状況の測定・記録
  - 評価と改善の手順の明確化
  - ドライバーへの定期的な教育・訓練の実施

(審査項目)

○エコドライブを含む燃費改善への取組につき以下のとおり確認する。

- エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書（資料 3（記載要領）、4（記載例）参照）により、上記の第三者認証の取得状況又は同認証を取得していない場合には具体的な燃費改善取組体制の構築・運営の状況（上記要件イの各項目毎に記載するこ

と)を確認する。

- 補助年度の次年度において、「エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書」を再度提出してもらい、補助年度及び次年度1年間における取組の実施状況を確認する。
- 補助年度及び次年度1年間における燃費データを提出してもらい、燃費改善の状況及びCO2の削減効果を確認する。

(2) 使用過程車の廃止を伴う場合の要件 (廃車要件)

使用過程車の廃止を伴う申請については、当該廃止車両が、次の各要件のいずれにも該当すること。

- ア 最新の燃費基準から概ね10%以上燃費の劣る事業用トラックであること(ただし、CNGトラック、ハイブリッドトラック及びLPGトラックを除く。)具体的には、平成18年度以前に初度登録された事業用トラックを対象とする。
- イ 平成29年4月3日から平成30年1月31日までに廃車されるものであること。
- ウ 現在使用され、又は直近まで使用されている、以下の各要件に適合する事業用トラックであること。

- ① 廃車するまでの過去1年間継続して、原則自社で事業用トラックとして使用していたこと。
- ② 廃車日の6ヵ月前の期日における自動車検査証が有効なものであること。
- ③ ②の自動車検査証の有効期間内において一定距離以上の走行を行ったもの、具体的には、普通車4,000km、小型車3,000km、特種車6,000km以上の走行を行ったものであること。
- ④ 廃止車両が、下記のとおり、補助対象導入車両と同区分以上であること。

廃車車両	導入車両
大 型	大型、中型又は小型
中 型	中型又は小型
小 型	小 型

(審査項目)

- 上記の廃止車両の要件への適合性を確認するため、以下の点につき確認する。
- 自動車検査証、登録事項等証明書、自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面により廃車が確実に行われたことを確認する。
- 登録事項等証明書により廃止車両の走行実績を確認する。
- 自動車検査証により廃止車両と導入車両の区分を確認する。

平成29年度「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」

【補助対象車両】

「平成21年（GVW12t以下は平成22年）以降の排出ガス基準に適合し  
かつ「平成27年重量車燃費基準を+5%（小型は+10%）以上達成」  
しているGVW3.5t超の営業用車両

- ・補助対象型式：7型式【TRG、SPG、TPG、2PG、LPG、QPG、2RG】  
（排出ガス規制識別記号）

×：補助対象外  
－：該当なし

			平成27年度重量車燃費基準			
			達成	+5%超 ～10%	+10%超 ～15%	+15%超～
小型車 GVW3.5 ～7.5t	H22年	適合	×	SPG ×	－	－
		Nox/PM 10%以上低減	TKG ×	TPG ×	TRG	－
中型車 GVW7.5 ～12t	H28年	適合	×	SPG	－	－
		Nox/PM 10%以上低減	TKG ×	TPG	TRG	－
大型車 GVW12t～	H21年	適合	×	LPG	－	－
		Nox/PM 10%以上低減	QKG ×	QPG	－	－
	H28年	適合	－	2PG※	2RG※	－

※継続生産車の適用はH29.9.1～  
（GVW7.5t以下及びトラックは除く）

赤枠（破線）内が補助対象

◆ 環境マネジメントシステム認証制度の例 ◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	KES	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。国際的に認められた第三者認証制度。1996年に制定。	環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レポートの作成・公表を必須要件としている。	中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして2001年に京都で開始。KESを参考とした地方版KESが他の自治体等に広がっていると、相互認証も行われ、KESの認証取得事業者は全国に広がっている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる
事務局の母体となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	KES環境機構	エコステージ協会

このほか、以下のような例がある。

○運送事業者を対象とした制度

- ・グリーン経営認証(エコロジー・モビリティ財団)
- ・グリーンエコプロジェクト(東京都トラック協会)
- ・東京都貨物輸送評価制度(東京都)

○地方版EMS

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、青森環境マネジメントフォーラムAES、いわて環境マネジメントフォーラムIES、みちのくEMS  
三重環境マネージメントシステム(M-EMS)、宝塚環境マネジメントシステム(TEMS)、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)等

事業報告書の記載要領

地方版EMSを含めたその他の環境マネジメントシステム認証制度を具体的に記載する。

別紙 2

㊟

平成 年 月 日

エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書

申請者(補助事業者) 氏名又は名称  
 代表者の職・氏名  
 (貸渡し先 (リースの場合))

印 )

事業報告時 代表者印	
平成 29 年度	平成 30 年度

エコドライブを含む燃費改善の取組体制の構築・運用状況は以下のとおりであることを報告します。

項目	該当状況 <sup>注1</sup>	エコドライブ <sup>注2</sup> を含む燃費改善の取組体制に関する事項		
1 取組体制に係る第三者認証の取得 <small>注3、注4</small>		以下のいずれかの第三者認証の取得 (該当するものに○) ISO14001 / グリーン経営認証 / エコアクション21 / グリーン・エコプロジェクト(東京都トラック協会) / 東京都貨物輸送評価制度		
		上記以外の第三者認証の取得 <sup>注5</sup> 認証の名称( ) 認証の機関( )		
2 取組体制の構築・運営状況 <small>注3、注4</small>	該当状況	取組体制の要件	構築・運営の状況	
		指針・マニュアル・取組方針等の策定及び事業所への備え置き・共有等	当該指針等名称	
			策定年月日	
			適用対象事業所名称	
	共有方法			
	取組状況の測定・記録	月別燃料消費量記録方法		
		燃費実績記録方法		
		デジタル運行記録計等車載機器の活用方法		
		その他		
	評価と改善の手順の明確化	ドライバー以外の管理者等による記録の確認方法		
取組改善の検討の手順のルール化等の方法				
その他				
ドライバーへの定期的な教育・訓練の実施	ドライバー向けのエコドライブマニュアル等配布実施			
	実地訓練の実施			
	講習会の受講義務等の実施内容			

取組体制の構築・運営状況の記載項目として左記項目(赤字表示)を記載する。

事業報告書添付時の記載例

エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書

申請者(補助事業者) 氏名又は名称 ○□△株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役 山田 太郎
(貸渡し先 (リースの場合))

Table with columns: 事業報告時, 代表者印, 平成 29 年度, 平成 30 年度. Includes a red circle stamp labeled '印'.

エコドライブを含む燃費改善の取組体制の構築・運用状況は以下のとおりであることを報告します

Main reporting table with columns: 項目, 該当状況, 取組体制の要件, 構築・運営の状況. Includes callouts for '△から○に進捗の場合は△に取消し線を入れ、そのうえで○を記載する。' and '様式第7(事業報告書鑑)に添付の際捺印'.

注1) 現に構築・運用または該当している場合は○、今後1年以内に構築・運用または該当予定の場合は△を記載。
注2) エコドライブとは、エコドライブ普及連絡会(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)が策定した「エコドライブ10のすすめ」
注3) 交付申請時においては、項目1のいずれかに○または△、もしくは項目2のすべてに○または△が付されていること。
注4) 補助事業を実施した翌年度の事業報告書(様式第7)の提出時(補助事業実施年度の翌々年度に提出)においては、項目1のいずれかに○、もしくは項目2のすべてに○が付されていること。
注5) G マーク、安全性優良事業所、ISO9001、ISO39001 など、エコドライブによる燃費の改善の取組を対象としない認証は該当しない。